厚生労働省医政局医療経営支援課 医療法人支援室長

「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行と認定医療法人制度 の活用に関する調査について(調査への回答のご協力のお願い)

平素より医療行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法人については、平成18年の医療法改正により、平成19年度以降に新設する医療法人は「持分なし」医療法人に限定され、既設の「持分あり」医療法人については「持分なし」医療法人への移行が促進されるよう、政府は必要な施策の推進に努めることとされています。

「持分なし」への移行を支援する制度として、平成26年の医療法改正等により「認定医療法人制度」が創設され、持分放棄に伴う出資者に対する相続税・贈与税の優遇税制が措置され、平成29年の医療法改正等により、平成29年10月からは医療法人に対するみなし贈与税の非課税措置が設けられているところです(認定医療法人制度の概要等は、添付したチラシをご参照ください。)。

現在、本制度の認定は令和8年12月末までが期限となっていますが、制度が延長されない場合、優遇税制の適用もなくなり、「持分なし医療法人」への移行が困難となることが想定されます。その結果、相続発生に伴う持分の払戻請求等により医療法人の資産が流出することで経営に支障を来し、地域における安定的な医療提供にも影響を及ぼす可能性があります。

厚生労働省としては、未だ多くの持分あり医療法人が存在することや移行した法人の多くが本制度を活用している状況を踏まえ、本制度を延長するための 医療法改正及び制度延長に伴う税制改正要望を行いたいと考えています。

ついては、根拠に基づく説得力のある要望とするため、**認定医療法人制度の活用ニーズ等を把握いたしたく、添付した「調査票」について、インターネットによりご回答いただきますようお願いいたします(持分なしへ移行する「意向がある」法人様だけでなく、「意向がない」法人様もご回答をお願いします。**回答に当たって法人名の記載は任意となります。)。

なお、本調査の実施にあたり、日本医師会及び四病院団体協議会の了承を得ていることを申し添えます。

また、ご回答の前提となる、医療法人制度や税制に関するご質問がありました ら、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

本アンケートの結果については、税制改正要望を行うに当たっての参考資料 として活用させていただくものであり、個別の回答内容について公表すること はなく適切に管理することを申し添えます。

【調査目的】

認定医療法人制度の活用ニーズ等を把握し、税制改正要望を行う参考資料とすることを目的としています。

【送付書類】

- 本依頼状
- •調查票
- ・認定医療法人制度の概要等のチラシ

【回答方法】

以下のURLにアクセスしていただきWEBにてご回答いただきますよう お願いいたします。

URL: https://forms.gle/MeeTv24zCxEFW51A9

※回答の際、法人名の入力は任意となります。

(以下のQRコードからもご回答いただけます。)



【回答期限】

令和7年2月28日(金)

【調査・制度に関するお問い合わせ先】

医療法人制度、認定医療法人制度に関するご質問、税制に関するご質問等 についてもお気軽にお問い合わせください。

(照会先) 厚生労働省医政局医療経営支援課 加藤、鈴木、五十嵐

(TEL) 0.3 - 3.5.9.5 - 2.2.6.1

(メール) ninteihoujin@mhlw.go.jp

【web での回答方法に関するお問い合わせ先】

Web での回答方法について疑義が生じた場合は、お気軽にお問い合わせください。

(照会先) 株式会社日本経営 リサーチ&インテリジェンス事業部 (メール) ninteiiryohojin-jimukyoku@nkgr.co.jp